

議案第90号

芽室町中央公民館の設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町中央公民館の設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするもの  
あります。

令和4年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町中央公民館の設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町中央公民館の設置及び管理条例（昭和56年条例第28号）の一部を次のように  
改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

中央公民館使用料

区分		基本使用料 (1時間につき)  (円)
1階	展示ホール	760
	大ホール（ステージ付）	1,370
	ステージ	450
	リハーサル室	290
2階	講堂	1,050
	研修室	290
	会議室1	150
	会議室2	290
	図書資料室	290
3階	和室	290
	視聴覚室	450
	美術工芸室	290
	調理実習室	610

附 則

この条例は、令和4年3月3日から施行する。

## 説 明

中央公民館の改修による区分及び基本使用料の見直しに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

## 芽室町中央公民館の設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
芽室町中央公民館の設置及び管理条例		芽室町中央公民館の設置及び管理条例	
別表（第9条関係） 中央公民館使用料		別表（第9条関係） 中央公民館使用料	
	区分	基本使用料 (1時間につき) (円)	基本使用料 (1時間につき) (円)
1階	展示ホール	760	760
	大ホール（ステージ付）	1,370	1,370
	ステージ	450	450
	リハーサル室	290	290
2階	講堂	1,050	1,050
	研修室	290	290
	<u>会議室 1</u>	<u>150</u>	<u>610</u>
	<u>会議室 2</u>	<u>290</u>	<u>610</u>
	図書資料室	290	290
3階	<u>和室</u>	290	290
	視聴覚室	450	450
	美術工芸室	290	290
	調理実習室	610	610
<b>附 則</b>			
この条例は、令和4年3月3日から施行する。			